

木造住宅密集地域整備促進事業について

1 事業の概要

通称、「木密事業」と呼ばれる。

災害時に火災の延焼等の被害が予想される木造住宅が密集する地域において、一定の条件を満たす集合住宅への建替えに伴い、一部費用の助成等を行う制度。

国や都の補助事業として、区内4地区において、平成2年度から順次開始し、平成20年度まで事業を実施していた。

2 今回重点地区から削除する地区について

地区の名称 : 大. 7 大森東・大森南地区

当該地区における実施期間 : 平成5年度～平成19年度

不燃領域率※（事業終了時） : 40.39%（平成18年度）

※ まちの燃えにくさを示す指標であり、木密事業では、40%以上を目標の目安としていた。

3 現在の木密地域での取り組みについて

現在では、広域的には、東京都の建築安全条例による「新たな防火規制」（平成26年度開始）や、木造住宅除却工事助成（平成元年度開始）により、規制と助成の両面から防災まちづくりを進めている。